

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業高柳の池地区（農業用排水施設整備事業）緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和八年四月十日から

令和八年四月三十日まで

二 縦覧場所

本庄市役所及び同市児玉総合支所

本庄市のホームページ

本庄農林振興センター

本庄農林振興センターのホームページ